

## EUSI メールマガジン Vol. 044

### 「国際法から見たロシアによるクリミア編入と国際社会および EU の対応」(川崎恭治)

EUSI (EU Studies Institute in Tokyo)は、一橋大学・慶應義塾大学・津田塾大学の3校のコンソーシアムによるEUに関する教育・研究・広報を行う拠点です(詳しくは以下をご覧ください)  
[http://eusi.jp/content\\_jp/aboutus/about\\_eusi/](http://eusi.jp/content_jp/aboutus/about_eusi/)

#### 【EUSI Commentary Vol. 029】

#### 「国際法から見たロシアによるクリミア編入と国際社会および EU の対応」

川崎恭治 (一橋大学国際・公共政策大学院長、EUSI 執行委員)

ウクライナ情勢の緊迫が続いている。

本稿では、ウクライナのクリミア自治共和国内でのロシア軍の軍事展開から、住民投票、独立宣言、ロシアによるクリミアの国家承認、編入条約の締結へと至った2月から3月にかけての動きを踏まえて、ロシアによるクリミア編入を国際法の観点から分析してみたい。

国際法は、国々にあることをすべきだ、あるいはすべきでない、という作為・不作為の義務を課すことで国々の行動を規律している。

本事案に対して適用可能な国際法の規則としては、1. 他国の領土保全に対する武力による威嚇又は武力の行使を禁止する、国連憲章2条4項がまず挙げられる。またそれを敷衍するものとして、2. 「国の領域は、憲章に違反する武力の行使から生ずる軍事占領の対象としてはならない。国の領域は、武力による威嚇又は武力の行使から生ずる他国による取得の対象としてはならない」という1970年の国連総会による友好関係原則宣言の一節が想起される。

3. さらにロシアの先行国であるソ連も参加していた欧州安全保障協力会議(CSCE)の最終議定書(1975年)は、「参加国は、他の参加国の領土を軍事占領若しくはその他国際法に違反する、直接、または間接の武力措置の対象とし、又はこのような措置若しくは措置の威嚇によって取得する対象とすることを慎む。このような領土の占領又は取得は合法的とは認められない」と定めている。

4. また、1974年の侵略の定義に関する国連総会決議(2010年の改正で国際刑事裁判所ローマ規程に挿入された8条の2も同じ)は、侵略の具体例の第一に「一国の兵力による他国の領域への侵入若しくは攻撃、一時的なものであってもこのような侵入若しくは攻撃の結果として生じた軍事占領又は武力の行使による他国の領域の全部若しくは一部の併合」を挙げている。

2・3・4は、それ自体は法的拘束力はないが、一般慣習国際法の内容を反映したものと考えられる。

さて一般に、ある国のある行為と、その国を拘束しているある国際義務とを照らし合わせて、両者が合致していない時には、その国の国際義務違反が発生する。ロシアが本事案において・・・

...

(続きはこちら↓)

<http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/eusi/eusicommentary/vol29.pdf>

### 【EUSI イベントご案内】

「緊急シンポジウム ウクライナ危機はなぜ？ 世界は変わるのか？」

日時: 4 月 21 日(月) 13:30-17:30 (開場 12:30)

場所: 立正大学石橋湛山記念講堂

主催: 立正大学

後援: ユーラシア研究所、EUSI、ジャン・モネ EU 研究センター(慶應義塾大学)

13:30-13:35 山崎和海 (立正大学学長) 主催者挨拶

第 1 部 「ウクライナ危機はなぜ？」

13:35-15:30 問題提起 (論点整理)

コーディネーター:

小森田秋夫 (神奈川大学法学部教授、ユーラシア研究所長)

13:50-15:30 報告

報告者:

服部倫卓 (ロシア NIS 貿易会、ロシア NIS 経済研究所次長)

藤森信吉 (北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同研究員)

蓮見雄 (立正大学経済学部教授、ユーラシア研究所事務局長)

下斗米伸夫 (法政大学法学部教授、元日本国際政治学会理事長)

小泉悠 (未来工学研究所研究員、軍事アナリスト)

前田弘毅 (首都大学東京都市教養学部准教授)

川崎恭治 (一橋大学国際・公共政策大学院長)

石郷岡建 (元日本大学総合科学研究所教授、元毎日新聞社モスクワ支局長)

石川一洋 (NHK 解説委員)

第 2 部 「世界は変わるのか？」

15:40-17:10 会場からの質問を踏まえた討論

17:10-17:25 コーディネーターによる総括

17:25-17:30 閉会挨拶

参加費: 無料

参加申込・問い合わせ:

1. 氏名(漢字)、2. 氏名(カナ)、3. 住所、4. 電話番号、5. 所属、
6. シンポジウムで聞きたい内容あるいはテーマに関するご質問を明記の上、E-mail にて下記までお申し込みください。

立正大学研究推進・地域連携センター: [sangakukan@ris.ac.jp](mailto:sangakukan@ris.ac.jp)

### 【EUSI からのお知らせ(イベント以外)】

1. EUSI サマースクール案内 (EUSI 加盟大学学部生・大学院生対象)

EUSI では、毎年ヨーロッパとアジアで 1 週間ずつ、合わせて 2 週間の期間で、サマースクールを開講しています。

今年は、東京(一橋大学)とベルギー(ルーヴァン・カトリック大学)で開講し、日本 (EUSI:一橋・慶應・津田塾)、ベルギー(ルーヴァン・カトリック大学)、韓国(ソウル大学)から各 10 名の学生の参加を予定しています。

EUSI 加盟の一橋・慶應・津田塾の学生の皆様、ぜひ奮ってご参加ください。

対象者: 一橋、慶應、津田塾各大学 3・4 年生・大学院生で EU に興味のある学生  
(但し一橋大学の学部生については「EU 入門」を既に履修した学生を優先)  
募集人員: 計 10 名

開催期間: 2014 年 8 月 18 日(月)-8 月 30 日(土)  
8 月 18 日(月)-8 月 22 日(金) 日本 (一橋大学)  
8 月 23 日(土)-8 月 24 日(日) 移動  
8 月 25 日(月)-8 月 30 日(土) ベルギー (ルーヴェン・カトリック大学)

応募書類: 次の書類を各大学の EUSI 事務局または分室にご提出ください  
1. 申請書(所定の様式)、2. 応募理由 英文で A4 版 1 頁以内(様式は任意)  
応募締切: 2014 年 4 月 18 日(金)

その他詳細については以下:

[http://eusi.jp/content\\_jp/collaboration/program/2014summerschoolj.html](http://eusi.jp/content_jp/collaboration/program/2014summerschoolj.html)

昨年度の EUSI サマースクール参加者による報告は以下:

[http://eusi.jp/content\\_jp/education/report-education/20130819-0823\\_summerschool\\_report.html](http://eusi.jp/content_jp/education/report-education/20130819-0823_summerschool_report.html)

2. EUSI では関連するプログラムとして以下の HP でも情報を発信しています。  
併せてご活用ください

一橋大学大学院 EU 研究共同プログラム  
Website: <http://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/eu/>  
Blog: <http://eublog.law.hit-u.ac.jp/>

EUSI 政治プロジェクト  
Website: <http://eusi-politics.tumblr.com/>  
Twitter: [@eusipol](https://twitter.com/eusipol)

### 【EUSI 所属研究者による記事・執筆情報紹介】

中西優美子 (EUSI 執行委員・一橋大学大学院法学研究科教授)  
ペーター・M・フーバー著、中西優美子訳  
「EU と構成国間の権限構造に関するドイツ連邦憲法裁判所の理解  
--財政危機克服のための結果--」  
『日本法学』第 79 巻第 4 号(2014 年 3 月)67-90 頁

中西優美子 (EUSI 執行委員・一橋大学大学院法学研究科教授)  
「EU 環境法判例(2) 動物福祉と EU アザラン製品貿易規則の取消訴訟  
Case T-526/10 Inuit Tapiriit Kanatami and others v. Commission」  
『一橋法学』第 13 巻第 1 号(2014 年 3 月)299-320 頁

### 【EU に関するニュース】

2014 年 3 月 16 日 クリミア「住民投票」、ロシア編入賛成票 97.47%(反対 2.53%)。EU、非合法で認めぬと主張  
2014 年 3 月 17 日 EU 外務理事会、クリミア問題で 21 名のウクライナ旧政権とロシア高官の資産凍結など制裁  
可決  
2014 年 3 月 17 日 駐日 EU 代表部、航空分野を対象とした EU の学術研究助成計画「HORIZON 2020」説明  
会開催  
2014 年 3 月 17-19 日 E3/EU+3 イラン核協議。包括的合意を目指し、濃縮・重水炉・民生用原子力協力など協

## 議

- 2014 年 3 月 18 日 ファン＝ロンパイ常任議長・バロゾ委員長、クリミア「住民投票」を容認しないとの声明
- 2014 年 3 月 18 日 日・EU 政治対話中東ワーキング・グループ会合開催。中東和平交渉、シリア、イランなど議論
- 2014 年 3 月 18 日 EU 理事会、欧州ボランティア人道援助隊創設。ボランティアへの訓練やコーディネートなど
- 2014 年 3 月 18 日 EU、EFSM を通じて、アイルランドとポルトガル向けに 26 億ユーロの 10 年債を発行
- 2014 年 3 月 18 日 Eurostat、1 月貿易収支(速報値)はユーロ圏 18 カ国で+9 億ユーロ、EU28 カ国で-130 億ユーロ
- 2014 年 3 月 18 日 欧州自動車工業会(ACEA)、2 月新車販売台数は EU28 カ国で 86.1 万台で、前年同月比 8.0%増
- 2014 年 3 月 19 日 ギリシャ政府、次回分支援金に関して欧州委員会・ECB・IMF トロイカと暫定合意
- 2014 年 3 月 19 日 欧州委員会、対ウクライナ中期融資として最大 10 億ユーロの追加マクロ経済支援(MFA)を提案
- 2014 年 3 月 19 日 欧州委員会、日欧の自動車ベアリング製造 6 社がカルテルと断定、9.53 億ユーロの制裁金決定
- 2014 年 3 月 20 日 日本・EU、北朝鮮の人権侵害に関する決議案を国連人権理事会に共同提出。28 日採択
- 2014 年 3 月 20 日 EU 理事会議長国、単一破綻処理メカニズム(SRM)に関して欧州議会代表と暫定的合意との声明
- 2014 年 3 月 20 日 EU、貿易投資障壁に関する年次報告書(TIBR)発表。日米中露印など海外市場の保護主義指摘
- 2014 年 3 月 20 日 EU ソマリア海軍部隊(EU Navfor)、中国海軍とアデン湾で海賊対策共同演習実施
- 2014 年 3 月 20-21 日 欧州理事会、ウクライナ危機、産業競争、2030 年エネルギー気候パッケージ等協議
- 2014 年 3 月 21 日 EU・ウクライナ、政治協力に関する連合協定に調印。自由貿易に関する連合協定は 5 月以降
- 2014 年 3 月 21 日 EU 外務理事会、クリミア問題で新たに 12 名の渡航禁止・資産凍結などの制裁措置。累計 33 名に
- 2014 年 3 月 21 日 EU・中国、欧州産ワインのダンピング問題で和解。高虎城商務部長、合意歓迎の声明
- 2014 年 3 月 24 日 EU 及び先進 7 カ国首脳ハーグ宣言。ロシア対クリミア軍事介入非難やウクライナ改革支援など
- 2014 年 3 月 24 日 EU・カナダ戦略的パートナーシップ協定の政治的合意に関する共同声明。残るは法的課題など
- 2014 年 3 月 24 日 アシュトン EU 上級代表、エジプト地方裁のムスリム同胞団 529 名死刑判決に対し懸念の声明
- 2014 年 3 月 25 日 日・EU 首脳会談、核安保サミット会期中開催。経済連携・安保協力拡大など 3 本柱協力を協議
- 2014 年 3 月 25 日 欧州委員会、有機農製品表示に関する新規規則提案。過去 10 年で EU 域内有機農製品は 4 倍に拡大
- 2014 年 3 月 25 日 EU・韓国、クロアチア EU 加盟に伴い、EU・韓国 FTA 追加議定書に署名
- 2014 年 3 月 26 日 WTO 紛争処理小委員会、中国の原材料 3 品目(レアアース等)輸出規制に対し日米 EU の主張を支持
- 2014 年 3 月 26 日 EU・米国定期首脳協議、ブリュッセルで開催。クリミア問題やエネルギー安保協力など協議
- 2014 年 3 月 27 日 英独財務相、英 Financial Times 紙に共同寄稿。EU 改革には非ユーロ圏との公平性確保を強調
- 2014 年 3 月 27 日 EU、アフリカ中央部武装組織「神の抵抗軍」撲滅のための地域協力イニシアチブに資金援助
- 2014 年 3 月 27-28 日 オサリバン EEAS 最高執行責任者来日。杉山外務審議官との会談や国間研講演など意見交換
- 2014 年 3 月 28 日 アシュトン EU 上級代表、3 月 26 日北朝鮮弾道ミサイル発射に憂慮、非核化への公約遵守を要求
- 2014 年 3 月 28 日 アシュトン EU 上級代表、ウクライナ議会周辺での右派活動家らの示威行動を強く非難
- 2014 年 3 月 28 日 スペイン政府、2013 年度財政赤字は対 GDP 比で 7%と、EU が設定した目標の 6.5%を下回る

- 2014 年 3 月 28 日 北大西洋理事会、次期 NATO 事務総長にストルテンベルグ前ノルウェー首相選出。10 月 1 日就任
- 2014 年 3 月 31 日 ヘデゴー欧州委員声明、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)報告書受け行動の必要強調
- 2014 年 3 月 31-4 月 1 日 EU・中国首脳協議。イラン・シリア問題や新サービス貿易協定への中国参加など協議
- 2014 年 3 月 31-4 月 4 日 日・EU EPA 交渉第 5 回会合、東京で開催。貿易・投資・知財・非関税障壁など各分野協議

### 【編集後記】

ウクライナ情勢については、なかなか解決の糸口が見えないように思われます。正確な情報も十分には伝わってきません。こうした状況を踏まえた上で、今回の巻頭エッセーは、川崎恭治一橋大学国際・公共政策大学院長に国際法の観点から問題点を鋭く分析していただきました。各国の政治的な思惑が交錯する中で、法的な視点からの緻密な分析が必要であると思われまます。

併せて立正大学によるタイムリーなシンポジウムの開催についてご案内しました。EUSI も後援をしており、多角的でバランスのとれた議論が期待されています。その他、今回も盛りだくさんの内容となっています。

年度が変わり、今号から編集担当となりました。今後とも内容の充実に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(藤川哲史・EUSI・一橋大学・EUSI メールマガジン編集担当)

今回は EUSI サマースクールのご案内をお送りしました。

EU 研究という学問分野の強みの一つは、グローバルな観点から議論ができることであり、日本のみならずヨーロッパや近隣の韓国などの優秀な学生たちと、EU という学問対象を媒介として繋がることのできることでないでしょうか。

このような国際的な共同学問プログラムは、EUIJ 関西や九州でも同様に行っており、日本のみならず、EU を舞台とした世界の最前線で、様々な学生や海外の先生方たちとの学問的交流を通じて、自らの持つ見識と価値を更に高めてゆくのにとても良い機会です。2 週間という短い期間ですが、大変濃密で知的刺激に満ちた機会となると思いますので、皆様からの応募をお待ちしています。

また来月には、欧州留学フェアが東京(5 月 16-17 日)と京都(5 月 18 日)で開催されます。EU 域内の著名な大学や、Erasmus Mundus、HORIZON 2020 などの教育・高等研究助成プログラムなども含め、57 の大学や機関の担当者らが欧州での留学や研究環境などを説明してくれます。

グローバル化が進む一方で、近年若い日本人がなかなか海外に出なくなると聞かれる中、留学する意義は以前にも増して大きくなっています。

どうぞ EUSI などが提供するこのような機会が、皆様の未来を拓いてゆく一つのきっかけになればと願っています。

(林 大輔・EUSI 慶應分室・EUSI メールマガジン編集担当)

---

EUSI (EU Studies Institute) in Tokyo  
〒186-8601 東京都国立市中 2-1  
一橋大学 マーキュリータワー#3504 EUSI 事務局  
TEL: 042-580-9117 / E-mail: info@eusi.jp

ご意見、ご感想、配信登録・配信停止、その他メールマガジンについての  
問い合わせにつきましてはこちら

E-mail: [info@eusi.jp](mailto:info@eusi.jp)

---